

## 平成24年度統計法施行状況審議における共通的な視点等（案）

平成25年5月17日  
基本計画部会決定

基本計画部会及び同部会WGにおける平成24年度統計法施行状況審議に当たっては、下記Ⅰの「視点」に基づき現行基本計画の施策効果を項目（別表・別紙に掲げられた事項を含む）ごとに評価するとともに、下記Ⅱの「経済・社会情勢の変化」を勘案し、次期基本計画に向けた検討を行うことを共通認識とする。

**Ⅰ 施策の効果に関する評価の「視点」（詳細は、別添1参照。）**

- 1 現行基本計画に掲げられた所期の目的（目標）はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、次期基本計画において更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。
- 2 現行基本計画に掲げられた所期の目的（目標）をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、次期基本計画において削除すべき項目・事項はないか。
- 3 現行基本計画に掲げられた所期の目的達成が困難な（又は実効性のある取組が当面期待できない）ため、次期基本計画において目標や施策の枠組みの見直し、整理・統合等を行うべき項目・事項はないか。
- 4 社会・経済情勢の変化や、施策への取組状況と関連施策の状況等を踏まえ、次期基本計画において目標や施策の枠組みの見直し、整理・統合等を行うべき項目・事項はないか。
- 5 府省横断的・体系的な統計の作成・提供のため、次期基本計画において整理・統合を行うべき項目・事項はないか。

**Ⅱ 勘案すべき「社会・経済情勢の変化」（詳細は、別添2参照。）**

- 1 経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備
- 2 東日本大震災等、緊急時における対応能力の強化
- 3 国際動向への対応や国際比較可能性の確保・向上
- 4 地方分権を踏まえた地域別統計の整備・拡充
- 5 調査環境の悪化防止や調査員の負担軽減を図るための
  - ① 調査統計の質の向上
  - ② 報告者負担軽減
  - ③ IT化等調査手法の改善（オンライン調査の一層の推進）
  - ④ 統計作成過程の一層の透明化等の推進

## Ⅲ 施策の効果に関する評価の「視点」と現行基本計画の対応状況

評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
1 現行基本計画に掲げられた所期の目的（目標）はおおむね達成しているものの、施策の内容が次の段階を予定したステップとして位置づけられるなどの計画の中での位置づけを踏まえ、更なる取組の発展・充実を図るべき項目・事項はないか。	21(2) 基幹統計の整備に関する方向性	-
	22(1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マクロ統計の原因不明のギャップである、①SNAでの「統計上の不突合」、②国際収支表での「誤差脱漏」、及び③産業連関表での「分類不明」などを解消すべきではないか。SNAでは供給・使用表（SUT）を調整の場として不突合を解消できないか。</li> <li>○ 2015年産業連関表作成の際には消費税率の引き上げと複数税率化が実施されているとすれば、基本価格による産業連関表とSNA推計が必要になり、それをどう進めていくかという議論が必要ではないか。</li> <li>○ 総務省中心の産業連関表基本表、経産省の延長表、内閣府のSNA産業連関表については、データベースの共有化、共同作業化などを議論できないか。</li> </ul>
	22(2) ビジネスレジスターの構築・利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ビジネスレジスター収録データによる統計の作成・提供等更なる取組の充実・展開を検討すべきではないか。</li> <li>○ 更なるビジネスレジスターの整備のあり方を検討すべきではないか。</li> <li>○ 経済センサス-基礎調査との関係を整理すべきではないか。</li> </ul>
	22(5) 財政統計の整備	○ 国際比較可能な財政統計、社会保障統計の整備のため、現金ベースでなく発生ベースによる記録、公表までのタイムラグの大幅な短縮が必要ではないか。
	22(6) ストック統計の整備	○ 我が国の国富統計は1970年を最後に作成されておらず、その後のストック統計の精度を確かめられない。国富統計の作成は困難ではあるが、基本計画に記述すべきかどうかも含めて、整理しておくことが重要ではないか。
	23(2) 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備	-

評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
	23(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	—
	23(4) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生涯教育の観点からの統計整備は今後考えるべき課題ではないか。</li> <li>○ 文部科学省を中心とする教育関連データについて、教育データ単独ではなく、社会人口統計とも連携した形で検討し、さらなる充実を目指すべきではないか。</li> </ul>
	23(5) 環境に関する統計の段階的な整備	—
	23(6) 観光に関する統計の整備	—
	23(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本邦企業の国際的展開、国際資本関係の深化に対応する統計の整備（①ビジネスレジスター、海外事業活動基本調査、国際収支表の連携強化、②加工貿易、仲介貿易等の把握）が必要ではないか。</li> </ul>
	23(8) 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備	—
	31(1) 行政記録情報等の活用	—
	31(2) 民間事業者の活用	—
	33(1) 統計ニーズの継続的な把握・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計ニーズの把握のためには、学会との連携等により総務省統計局の研究能力の拡大も必要ではないか。</li> </ul>
	33(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標本設計・非標本誤差の評価など統計技術、並びに回収率の向上やオンライン調査の導入など調査方法に関する検討が必要ではないか。</li> <li>○ オンライン調査の導入も含めた統計調査方法の検討も必要ではないか。PC、スマホ、タブレット端末などを利用する者が増えたことにより、様々なオンラインの方法があるのではないか。</li> <li>○ 府省間でベストプラクティスの情報交換をした方がよいのではないか。</li> <li>○ 統計調査の質について、第一期ではプロダクト（アウトプット）の質を各府省で整理したので、第二期は統計調査のプロセスの質の保証（調査等を受託した民間に対するコントロール等を含む。）が必要ではないか。</li> </ul>

評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
		<p>か。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な試験調査や本調査の結果の検討をする時に、その状況を整理して、異なる調査間、府省間で情報を共有することを基本計画の中に明記した方がよいのではないか。</li> </ul>
	33(3) 統計に対する国民の理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 回答率の低下の背景にある、個人情報保護と統計調査による実態把握の必要性の混同をできるだけ解消するよう、国民の理解を得るための広報活動を充実させるべきではないか。</li> </ul>
	34(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 二次的利用の促進のため、ニーズの高い統計に関する匿名データの提供やオーダーメイド集計を拡充するとともに、秘匿方法、代替的集計方法等の改善に関する横断的な検討が必要ではないか。</li> <li>○ 二次的利用促進に際しては、国内外へのデータ公開も念頭に、データの管理業務、窓口業務について、行政と専門研究者が連携して対応するような体制整備も必要になるのではないか。</li> <li>○ オンサイト施設の利用を促進するためには、オンサイト利用者にインセンティブを与えるような仕組み（研究室利用者との間にデータの利用範囲に差異を設ける等）が必要ではないか。</li> <li>○ 二次的利用の一層の発展を促すための方策としては、オンサイト施設の活用やリモートアクセスによる利用、国際的に利用可能とするなどが課題となるのではないか。</li> <li>○ 二次的利用については、データ漏出の危険を減らす一方で、データの接合などマイクロデータの高度な二次的利用を推進するため、マイクロデータセンター機能を強化すべきではないか。</li> </ul>
	35(1) 政府統計共同利用システムの利用等による府省間でのデータ共有や提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計調査のインプットとアウトプットの両側の重複回避（効率的な統計体系）に向けて電子化を推進すべきではないか。</li> </ul>

評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
2 現行基本計画に掲げられた所期の目的（目標）をおおむね達成しており、更なる取組の発展・充実を図るべき余地も乏しいため、削除すべき項目・事項はないか。	22(3) 福祉・社会保障全般を総合的に示す統計の整備	—
	22(4) 医療費に関する統計の国際比較可能性の向上	—
	22(7) 統計基準の設定	—
	35(3) 統計の中立性	—
3 現行基本計画に掲げられた所期の目的達成が困難な（又は実効性のある取組が当面期待できない）ため、目標や施策の枠組みの見直し整理・統合等を図るべき項目・事項はないか。	21(3) 国勢調査、国民経済計算、経済構造統計の重要性	—
	22(1) 国民経済計算の整備と一時統計等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民経済計算と一次統計の連携に係る行程表の作成が必要ではないか。</li> <li>○ SNAの遡及推計は、拡大する体系と複雑化する計算過程の下で、遡及改定（早期遡及、長期遡及）を速やかに行えるようシステムの抜本的改善が必要ではないか。</li> </ul>
	22(7) 統計基準の設定	○ 生産物分類は統計基準とはならないとされたが再挑戦することが必要ではないか。
	23(1) サービス活動に係る統計の整備	○ 生産性上昇の把握をするため、企業・生産活動のパフォーマンスを測定する指標としての生産性計測に注力すべきではないか。
	23(3) 暮らし方の変化に対応した統計の整備	—
	23(5) 環境に関する統計の段階的な整備	—
	31(1) 行政記録情報等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政記録情報の統計情報への活用のため、制度的・法律的問題も含めて検討すべきではないか。</li> <li>○ 電子化の状況等を含めて利用可能な行政記録情報を具体的に検討すべきではないか。</li> <li>○ 行政記録情報の利活用を進めるためには、統計側から言うだけではなかなか進まないため、どのようにして行政記録情報の保有部局に協力し</li> </ul>

評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
		<p>ていただくかという環境作りが必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政記録については、税務情報の活用が重要ではないか。</li> <li>○ 行政記録も、内容が区々となっているため、内容を精査した上で、利活用の検討を進める必要があるのではないか。</li> </ul>
	32(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効利用	—
	32(2) 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携	—
	34(2) 統計データ・アーカイブの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公的統計のデータは、基本的に管理保存するという方針を打ち出し、十分な管理保存を行えるようなアーカイブを整備することが必要ではないか。</li> </ul>
4 社会・経済情勢の変化や、施策への取組状況と関連施策の状況等を踏まえ、目標や施策の枠組みの見直し、整理・統合等を行うべき項目・事項はないか。	23(1) サービス活動に係る統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス産業の構造や動態を統一的に把握するよう努めるべきではないか。</li> <li>○ 経済統計の体系的整備については、以下の点に留意しながら進めることが望ましいのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省企業活動基本調査の対象産業の大幅拡大やサービス産業動向調査の更なる整備等によって、広義のサービス産業の構造や動態の把握に努めるべきではないか。</li> </ul> </li> <li>○ 府省の役割分担と、経済センサス - 活動調査や商業統計調査、中小企業実態基本調査、経済産業省企業活動基本調査、動態調査（サービス産業動向調査、特定サービス産業動態調査等）などの既存調査との役割分担とを考慮しながら、サービス産業全体の構造統計に関する将来のあり方を整理する必要があるのではないか。</li> </ul>
	32(2) 実査体制（都道府県の統計専任職員等）の機能維持、国と地方公共団体の連携	—

評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
	32(3) 統計職員等の人材の育成・確保	—
	34(1) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本の統計の利用拡大および利用手続きの効率化（特にデータの二次利用）を目指した努力が必要ではないか。</li> <li>○ 利用の要望があるが公開されていない統計データについて、情報公開の余地がないか検討してはどうか。</li> </ul>
	35(2) 研究開発の推進（情報通信技術の活用等）と学会等との連携強化	—
	22(1) 国民経済計算の整備と一時統計等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基礎データ（経済活動別財貨・サービス投入表等）の推計方法に関する情報の共有及び共同での基礎データの作成を検討すべきではないか。</li> <li>○ 加工統計における複数府省の共同作業の推進（データベースの共有、年次の産業連関表関連作業等）が必要ではないか。</li> </ul>
5 府省横断的・体系的な統計の作成・提供のため、整理・統合を行うべき項目・事項はないか。	23(7) グローバル化の進展に対応した統計の整備	○ 経済のグローバル化に対応して、貿易による国際分業や対外直接投資に関する統計の充実が必要ではないか。
	31(2) 民間事業者の活用	—
	32(1) 統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効利用	—
	33(2) 統計の評価を通じた見直し・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 欠測、非対称分布などにおける推計方法の見直しが重要ではないか。</li> <li>○ 非標本誤差の問題、推計の方法やモデルについての検討が必要ではないか。</li> <li>○ 標本設計・非標本誤差の評価など統計技術、並びに回収率の向上やオンライン調査の導入など調査方法に関する検討が必要ではないか。</li> <li>○ 非標本誤差の問題、推計の方法やモデルについての検討が必要ではないか。</li> </ul>



評価の「視点」	対象と考えられる項目	委員意見の整理結果（今後の審議に当たって留意すべき事項）
	41 基本計画の進捗管理・評価等	—
	42 的確な情報提供並びに国民の理解及び協力の促進	—



## IV 勘案すべき「社会・経済情勢の変化」と具体的な検討事項

「社会・経済情勢の変化」	委員意見の整理結果（具体的な検討事項の例）
1 経済・雇用の動向をより適時・的確に捉え提供する統計の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働・雇用統計の用語の定義・統一</li> <li>○ 生涯教育の観点からの統計整備</li> <li>○ 企業グループ内の企業間取引の実態把握の検討</li> <li>○ 将来の経済センサスのあり方の検討</li> <li>○ 土地・建物に関する統計の体系化</li> <li>○ S S D Sを中心とした人口・社会統計の体系化の検討</li> <li>○ 欠測、非対称分布等の推計方法の見直し</li> </ul>
2 東日本大震災等、緊急時における対応能力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 補完推計の検討</li> </ul>
3 国際動向への対応や国際比較可能性の確保・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2008SNAへの対応</li> <li>○ 旅行・観光サテライト勘定（TSA）の精度向上</li> <li>○ イノベーションの統計調査による把握の充実</li> <li>○ 統計のユーザビリティの向上</li> <li>○ 財政統計、社会保障統計の発生ベースによる記録、公表の早期化</li> </ul>
4 地方分権を踏まえた地域別統計の整備・拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域別統計の有用性の向上（全体係数との整合性、速報性）</li> <li>○ 地域別統計の作成への支援・援助</li> </ul>
5 調査環境の悪化防止や調査員の負担軽減を図るための	
① 調査統計の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 標本設計、非標本誤差の評価</li> <li>○ 統計調査のプロセスの質の保障</li> <li>○ 総務省統計局の研究能力の向上</li> </ul>
② 報告者負担軽減	—
③ IT化等調査手法の改善（オンライン調査の一層の推進）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ICTを活用したオンライン調査の推進</li> </ul>
④ 統計作成過程の一層の透明化等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 試験調査及び本調査の結果の検討状況の情報共有</li> <li>○ 加工統計推計における複数府省の共同作業の推進</li> </ul>